

第3章 重点課題

地域福祉に関する課題については、「地域福祉に関する意識調査」の結果、各地区懇談会での討議などから、地域によってさまざまな課題があることがわかってきました。こうした課題をまとめ、整理することにより、本町に共通する次の重点課題が浮かび上がってきました。

課題1 少子高齢化、地域の担い手や後継者の不足

地域福祉に関する意識調査の結果によると、本町において最も大きな課題は「少子高齢化により、地域の担い手や後継者が不足している」です（図表1）。また、地区懇談会の意見でも、「地域で子どもの姿を見なくなった」「後継者がいない」「他の所に出て行く人がいて地域の人口が減っている」などが課題として多くあげられていました。

地域を支えるための人材を確保・育成するために、住民の誰もが自分の住んでいる地域に関心を持ち、愛着を感じられるよう、子どもやその親の世代が気軽に地域活動に参加できる環境を整えるとともに、魅力ある地域づくりを進めていく必要があります。

課題2 地域活動やボランティア活動のきっかけ

多くの住民が地域の問題や課題は、「住民同士で協力して解決したい」と考えています（図表2）。また、今後の福祉を進めていく上で重点にすべきこととして「住民がお互いに助け合えるまちづくり」が最も高くなっています（図表3）。しかし、地域活動やボランティア活動について多くの人が興味や関心を抱いているにも関わらず、実際の行動に結びついていないのが現実です（図表4）。そこで、多くの人が気軽に地域活動などへ参加するためのしくみづくりを進めていく必要があります。

課題3 地域における集いの場

地域福祉に関する意識調査の結果によると、近所付き合いの程度は、年々浅くなる傾向が示されています（図表5）。地区懇談会では、いずれの地区においても「住民同士のつながりが希薄になっている」「住民同士が集まれる場所がない」「高齢者の憩いの場や健康づくりの場が少ない」など地域における集いの場に関する意見が多く出されました。求められているのは、誰もが気軽に利用できる集いの場、世代を超えた交流の場、情報を交換できる場、ボランティア活動の場などです。多くの人が気軽にふれあえる地域福祉の拠点づくりを進めていく必要があります。

課題4 住民と行政の協働による安心の地域づくりを

地域福祉に関する意識調査の結果によると、多くの住民が東日本大震災以前と現在を比べ、〈自分のことは自分で守らなければならないという意識〉や〈社会全体で助け合う意識〉を「大切だと思うようになった」と答えています（図表6）。東日本大震災を経験したことで、私たちは住民と行政の連携による防災体制の確立の重要性を認識しました。災害時要援護者の支援体制の確立も含め、安心・安全な地域づくりを進めていく必要があります。

課題5 地域の見守り

地域福祉に関する意識調査の結果によると、70歳以上では一人暮らしまたは夫婦のみの世帯が約40%を占めています（図表7）。このようにたとえ介護が必要でなくても、家の保守点検・修理や高い所の作業など、日常生活を営む上でちょっとした不自由を感じている人が多くいるものと推測されます。また、「困っている世帯にどんな対応をするか」という設問では、半数以上の人々が〈何らかのお手伝いをしたい〉と答えています（図表8）。潜在的なニーズと住民一人ひとりの支え合いの気持ちをつなげ、ちょっとした生活上の支援を地域の中で気軽にできるようなしくみづくりを進めていく必要があります。

課題6 プライバシーの保護と地域活動

個人情報保護法の施行などにより、プライバシーの保護に関する考え方が変わってきています。こうしたなか、何らかの支援を必要としている高齢者や障がいのある人を、地域で見守っていく上で、どのように必要な情報を共有するかが課題となってきています。地域福祉に関する意識調査の結果によると、プライバシーの取り扱いについて45%の人が「福祉の支援や災害への対処に必要な情報は共有すべきである」と回答しており（図表9）、住民同士の支え合い活動を前提に、プライバシーと地域活動のあり方を議論していく必要があります。

課題7 情報提供・相談体制の充実

地域福祉に関する意識調査の結果によると、福祉サービスの課題として「わかりやすい情報の提供」を多くの方があげています（図表10）。また、地区懇談会の中でも、福祉サービスなどに関する情報が、必要としている人に届きにくいことなども指摘されました。

地域福祉計画に盛り込むべき事項として「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」があります。地域において、住民が福祉サービスを適切に利用できるような情報提供と相談支援体制を確立していく必要があります。

重点課題にかかる地域福祉に関する意識調査の結果

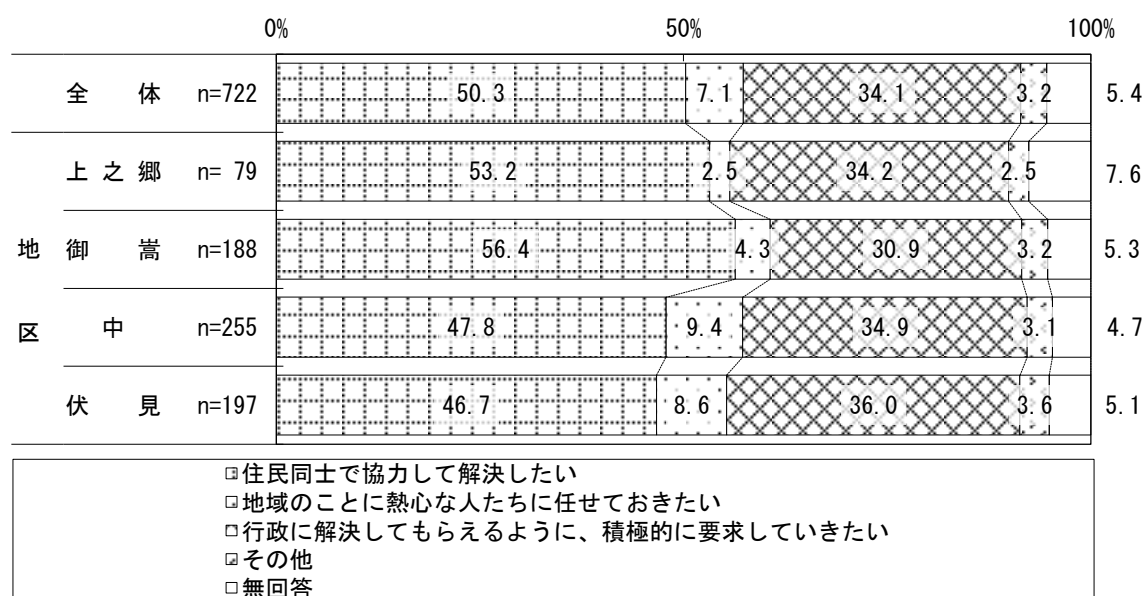
図表1 地域の課題（複数回答／地区別）

単位：％（nは人）

区 分	全 体	上之郷	御嵩	中	伏見
n	722	79	188	255	197
地域の人たちのつきあいが希薄になっている	23.5	16.5	③ 27.7	② 26.7	18.8
少子高齢化により、地域の担い手や後継者が不足している	① 34.3	① 54.4	② 28.7	① 30.6	① 37.1
子どもと高齢者など世代間の交流が少ない	12.0	5.1	11.7	12.5	13.7
地域の文化が失われつつある	5.7	8.9	5.9	4.7	5.6
地域の子育て機能が低下している	4.3	2.5	4.3	4.3	5.1
公園など子どもの遊び場が少ない	23.7	③ 22.8	13.8	22.7	② 34.5
学校と地域の連携がとれていない	1.4	2.5	1.1	2.0	0.5
障がい者の自立支援が十分でない	2.9	1.3	2.7	2.7	4.1
一人暮らし高齢者などが孤立化している	9.3	10.1	11.2	9.8	6.6
家庭の介護力が低下している	7.2	7.6	8.0	7.1	6.1
高齢者の生きがいづくりの場が少ない	12.5	16.5	14.4	10.6	11.7
医療の体制が十分でない	11.4	11.4	11.7	13.3	8.6
健康づくりの場や機会が少ない	8.4	5.1	5.9	7.1	14.2
地域の人たちの環境美化に対する意識が低い	7.6	6.3	7.4	8.2	7.1
移動や交通の利便性が低い	② 30.1	② 53.2	① 34.0	③ 26.3	22.3
地震や災害に対する備えが十分でない	③ 24.9	17.7	23.4	24.3	③ 29.9
その他	2.9	1.3	0.5	3.9	4.6
特になし	7.8	6.3	9.0	7.8	6.6
無回答	3.9	5.1	3.2	4.7	3.0

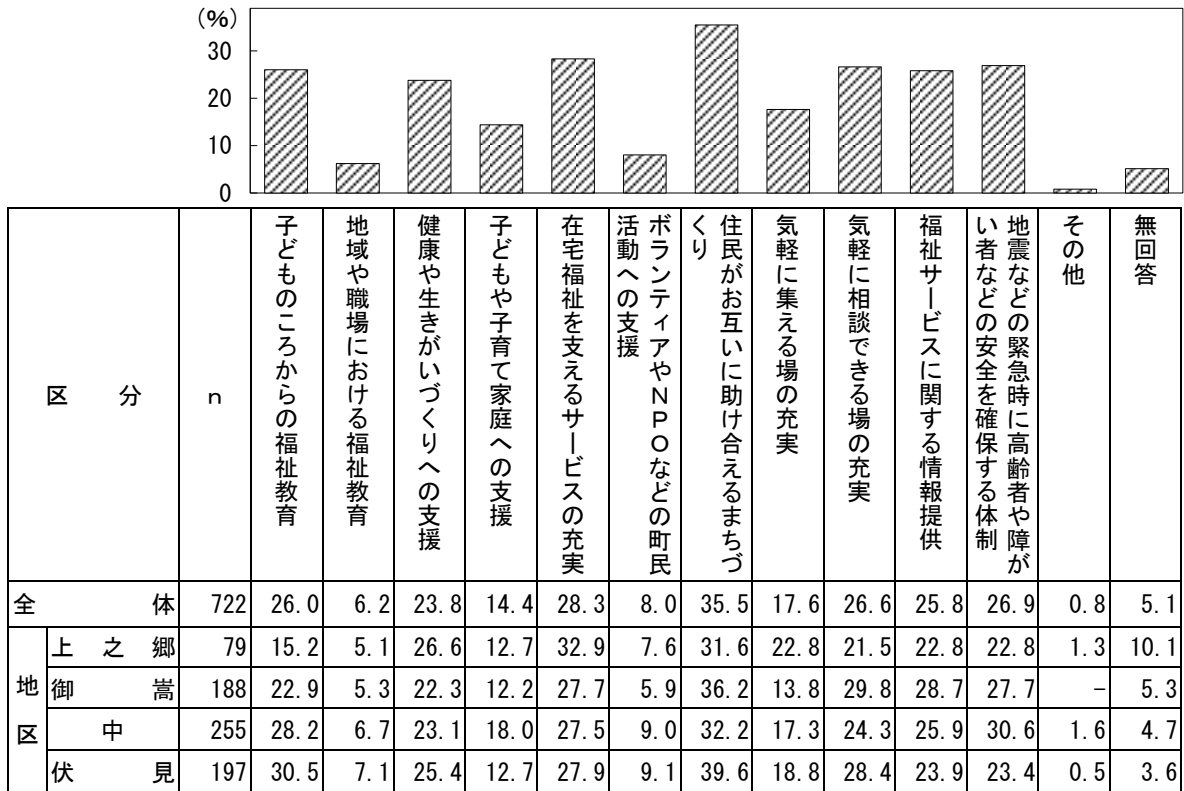
※ は上位3位

図表2 地域の課題の解決方法

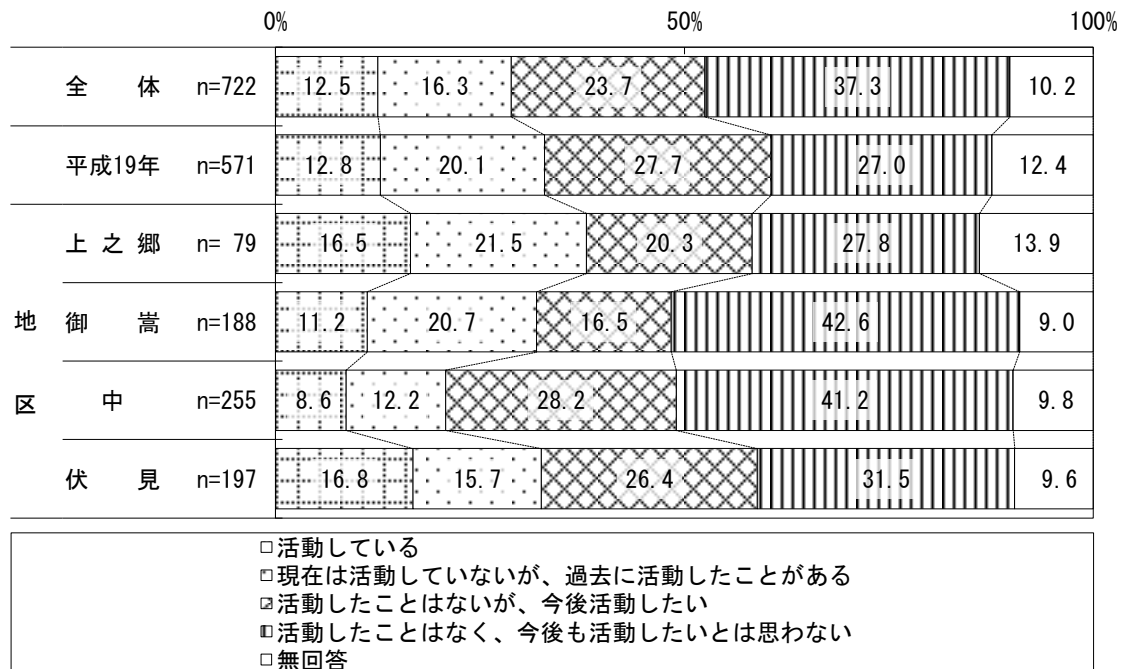


図表3 これからの福祉は何を重点にすべきか（複数回答）

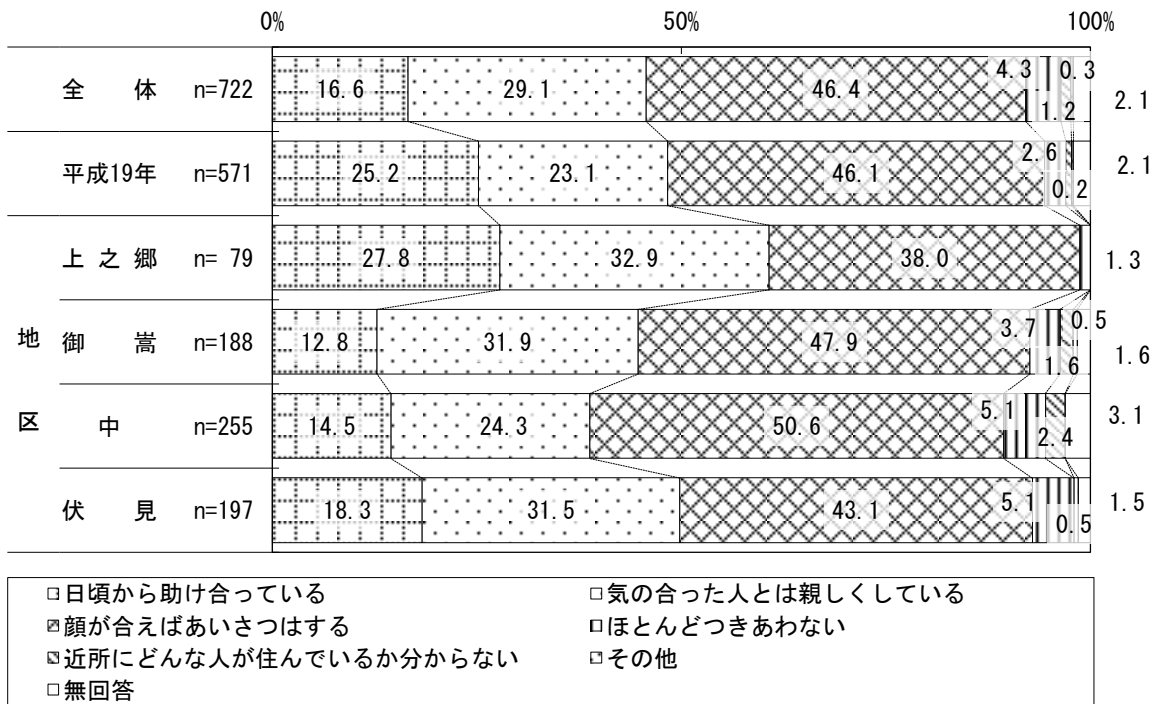
単位：％（nは人）



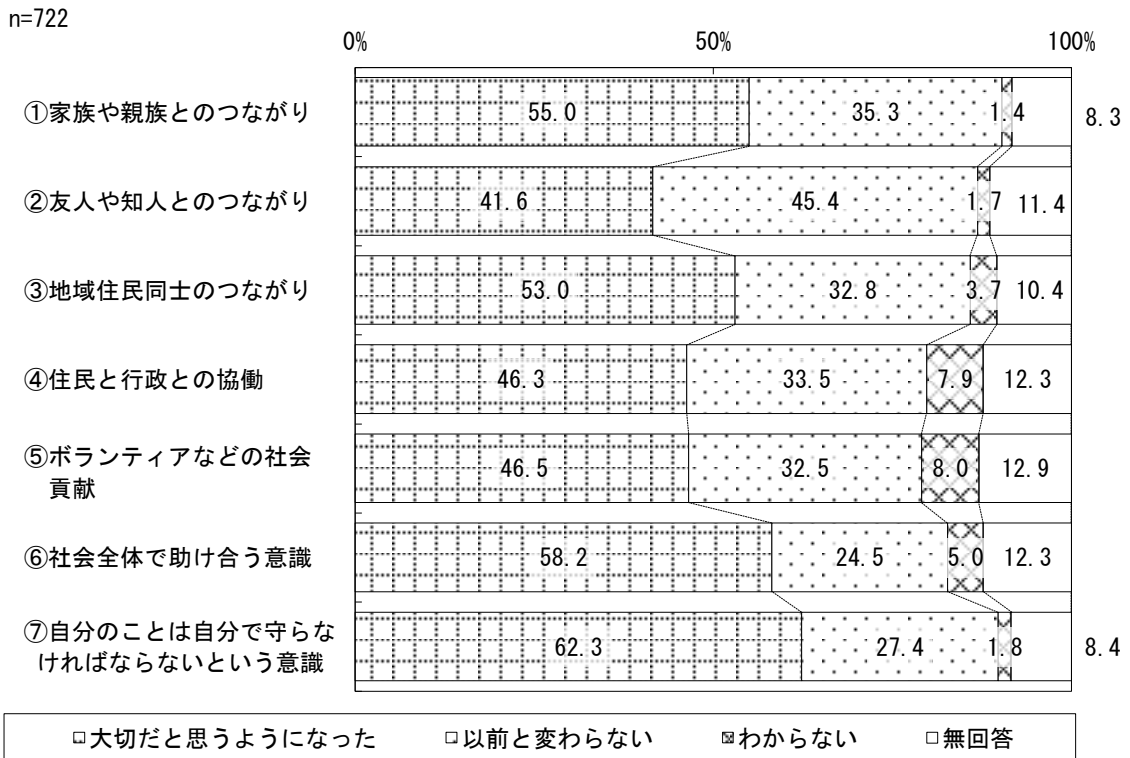
図表4 ボランティア活動への参加状況



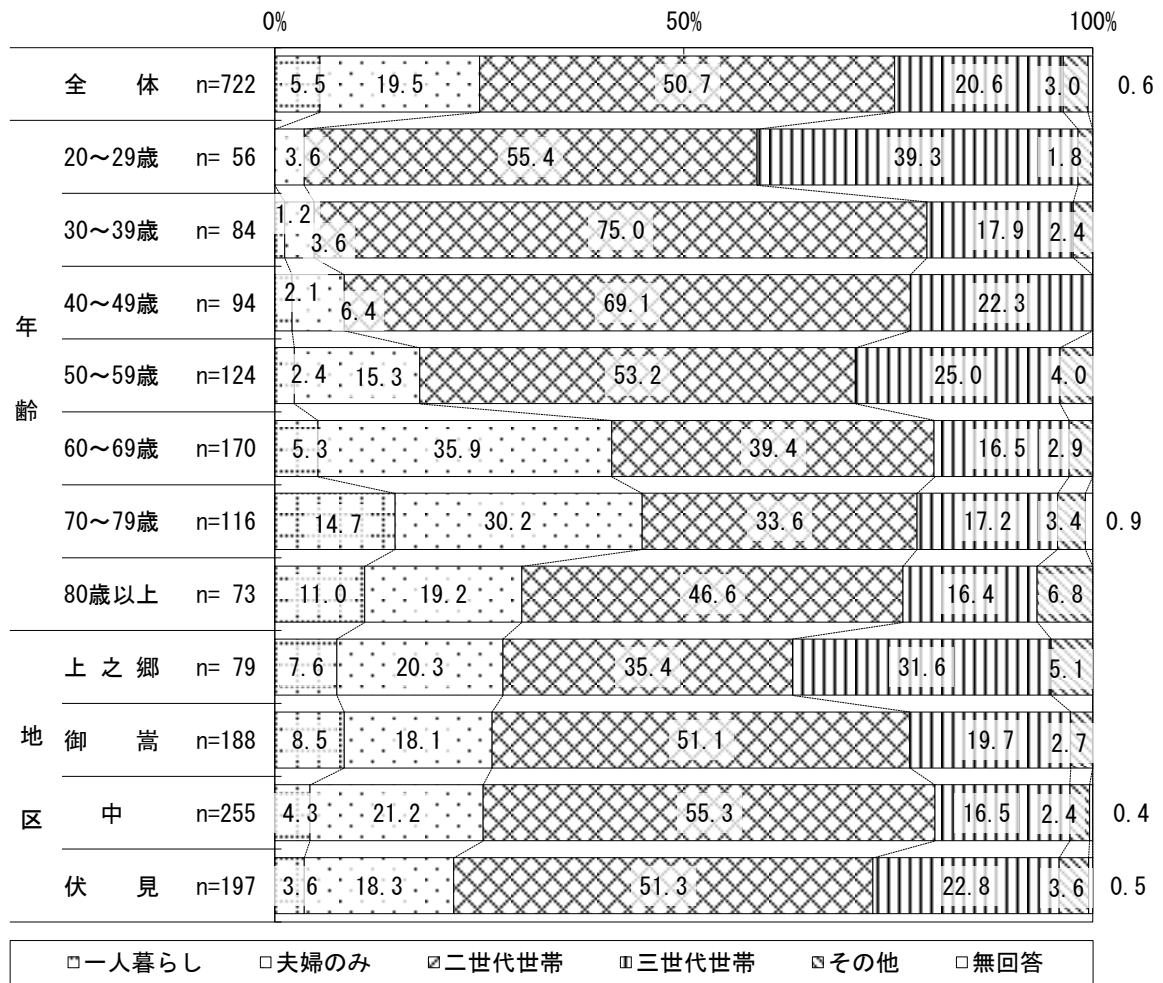
図表5 近所付き合いの程度



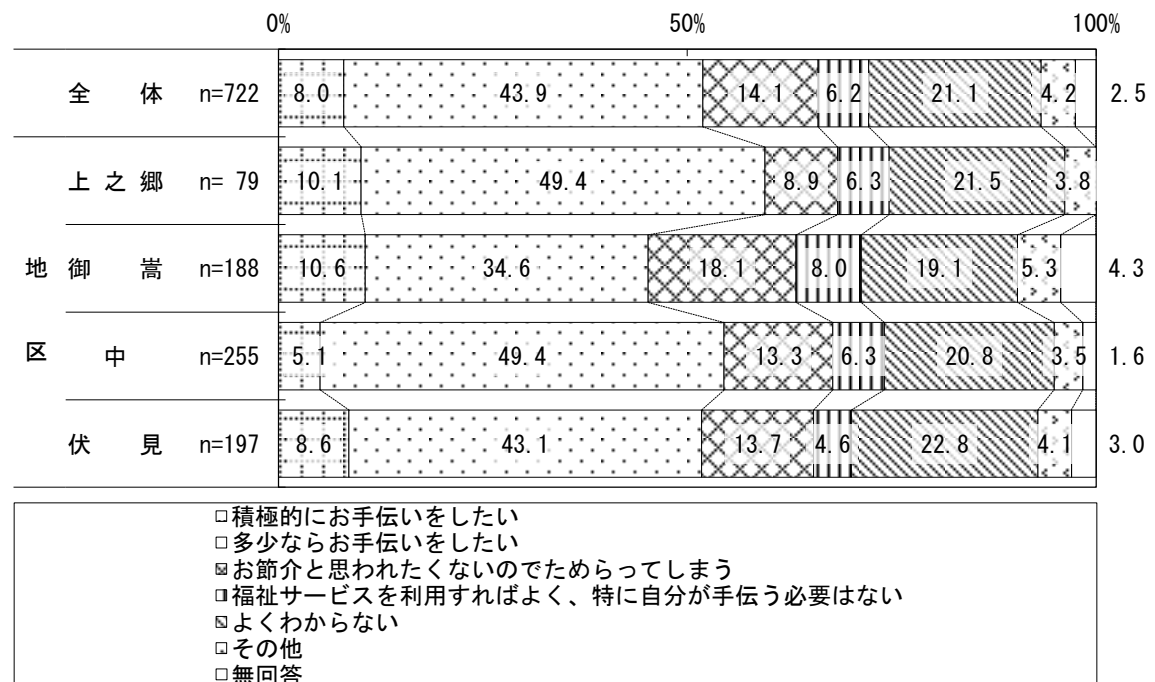
図表6 東日本大震災以前と現在で変わったこと



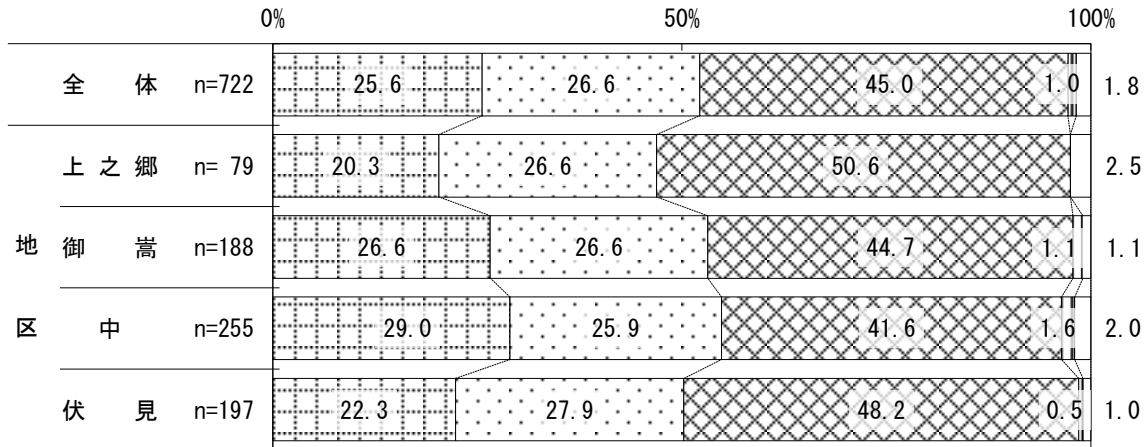
図表7 世帯状況



図表8 困っている世帯への対応

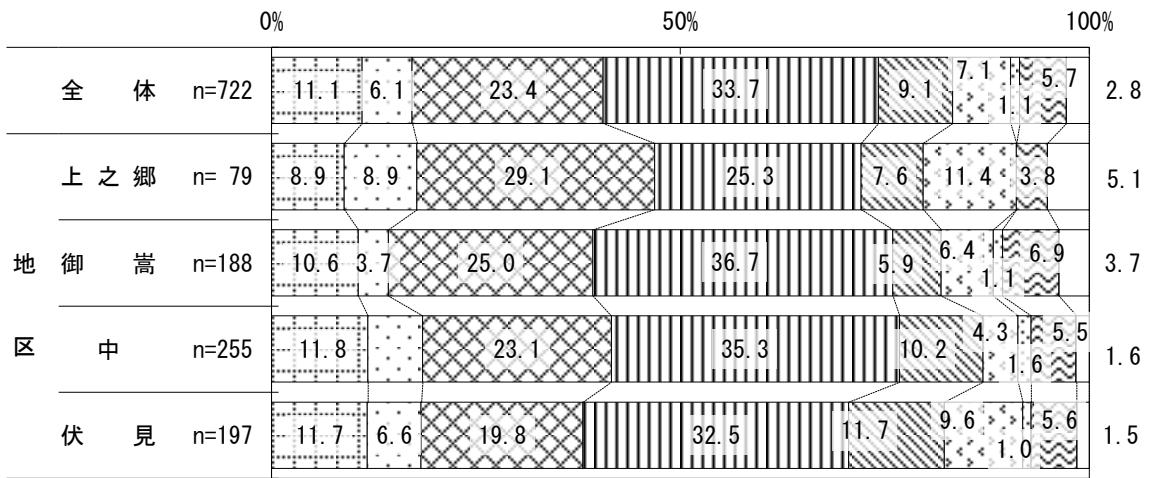


図表9 個人情報取り扱い



- 個人情報、いかなる理由があっても保護されなければならない
- 隣近所のつきあいに必要な程度の情報であれば知られてもかまわない
- 福祉の支援や災害時の対応に必要な情報は地域で共有すべきである
- その他
- 無回答

図表10 必要なサービスを安心して使うための取組



- サービスの種類・量の確保
- サービスの質の確保
- サービス利用にかかる費用の負担軽減
- わかりやすい情報の提供
- 相談や苦情にいつでも対応できる窓口の整備
- 判断能力が十分でない人を保護するしくみづくり
- その他
- 特になし
- 無回答

第4章 基本的な考え方

1 基本理念

地域福祉とは、地域において何らかの支援を必要とする人が、地域社会を構成する一員として、日常生活を営み、さまざまな社会活動に参加する機会を与えられるようにすることです。地域福祉を推進するためには、そこに住む人々が地域に関心を持ち、地域の課題を自らの課題と捉え、行政をはじめさまざまな社会資源と連携して、課題解決に取り組んでいけるような環境を整える必要があります。

第4次総合計画では、住民ができる限り地域の課題は自ら解決するとともに、まちづくりに参加する「参加のまちづくり」を進めています。また、将来的には、住民と行政が共通の目標に向かい、各々が主体的に取り組む「協働のまちづくり」をめざしています。

本計画は、まさにこの理念を具現化するための計画であり、住民の主体的な活動を支援するとともに、本町における住民と行政の協働のあり方を示す指針です。

第1次計画では、基本理念を「ふれあい 支えあいによる 安心して暮らせるまちづくり」としました。本計画においても、その意味を継承し、さらに多くの住民の主体的な活動につながるよう基本理念を次のとおりとします。

ともに生き、ともにつくる

安心とふれあいのあるまち みたけ

2 基本目標

重点課題を解決し、“ともに生き、ともにつくる安心とふれあいのあるまち みたけ”を実現するために、次の基本目標に基づき地域福祉を推進していきます。

(1) 地域を担う人づくり

人がいてはじめて地域が成り立ちます。地域活動やボランティア活動の担い手を育てていくとともに、地域の問題・課題を住民同士の支え合いによって解決できるよう、住民の福祉に対する意識を高める取組を進めます。

(2) 地域を支えるふれあいの拠点と連携のしくみづくり

住民がお互いの立場や生活、考え方を理解することが地域福祉の原点です。ふれあいや支え合いの拠点を整えるとともに、住民同士のつながり、地域活動団体同士のつながり、住民と行政のつながりなど、さまざまなつながりが円滑に進むようなしくみづくりをめざします。

(3) 地域を見守る支え合いのしくみづくり

住民一人ひとりのやさしさや思いやりを行動につなげ、住民同士の支え合い、または住民と行政の協働による見守り体制を整えるとともに、誰もが安心・安全に暮らせるよう、住民同士の信頼と連帯意識に基づいた防災と防犯体制の構築をめざします。

(4) 誰もが気軽に利用できるやさしいサービスのしくみづくり

地域における生活を支えるためのさまざまな福祉サービスを、必要としている人が適切に利用できるよう、的確なニーズの把握と情報提供を行うと共に、良質なサービスの提供体制を整えていきます。

3 施策の体系

基本理念	重点課題	基本目標	施策の方向性
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ともに生き、ともにつくる安心とふれあいのあるまち みたけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 少子高齢化、地域の担い手・後継者の不足 	<p>1 地域を担う人づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉教育の推進 (2) 声かけ・あいさつ運動の推進 (3) 広報啓発の推進 (4) ボランティアの育成
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域活動やボランティア活動のきっかけ ■ 地域における集いの場 	<p>2 地域を支えるふれあいの拠点と連携のしくみづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域への関心を高める交流活動の推進 (2) 地域活動団体などの連携強化 (3) 拠点づくりの推進
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民と行政の協働による安心の地域づくりを ■ 地域の見守り 	<p>3 地域を見守る支え合いのしくみづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の組織づくりの推進 (2) 防犯・防災対策の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ■ プライバシーの保護と地域活動 ■ 情報提供・相談体制の充実 	<p>4 誰もが気軽に利用できるやさしいサービスのしくみづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相談支援の充実 (2) 情報提供の充実 (3) 福祉サービスの質の確保

第5章 基本計画

1 地域を担う人づくり

「少子高齢化により、地域の担い手や後継者が不足している」は本町の最も大きな課題です。また、地区懇談会では各地区とも「地域の人たちのつきあいが希薄になっている」という声が多く上げられており、地域における支え合いの機能が徐々に弱くなってきています。

地域の力を再生し、誰もが安心・安全に暮らせる地域社会をつくることは、一朝一夕にできることではありません。しかし、住民の一人ひとりが、“自助・共助・公助”の意識を持って、当事者として地域の活動に取り組み、地域は力を取り戻します。すぐに結果を求めず、時間をかけながら、すべての住民のなかに、「安心とふれあいのあるまち」を「ともに生き、ともにつくる」という共通の意識が形成されるよう、地域の力の源である〈人〉づくりを進めていきます。

施策の方向性

(1) 福祉教育の推進	学校における福祉教育の推進
	生涯学習を通じた福祉教育の推進
	地域組織を通じた福祉教育の推進
	企業などの社会参加に関する理解の促進
	ソーシャル・インクルージョン理念の普及
(2) 声かけ・あいさつ運動の推進	あいさつ運動の推進
	子どもへの声かけの推進
(3) 広報啓発の推進	広報・啓発活動の充実
	福祉イベントの充実
(4) ボランティアの育成	ボランティア情報の提供
	ボランティア活動の体験機会の充実
	ボランティア養成講座の充実
	ボランティアリーダーの育成
	活動場所の確保
	活動団体の交流支援
	高齢者の能力活用

(1) 福祉教育の推進

①学校における福祉教育の推進

住民の取組

- 子どもたちが積極的に福祉教育に取り組み、得られた知識・経験を、地域における自主的な活動に生かしていきます。
- 親、地域住民が子どもたちと共に学び、子どもたちに思いやりの心を伝えます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 小中学校の総合的な学習の時間や道徳の時間、ボランティア活動などにおいて、社会福祉協議会、社会福祉施設などとの連携を図り、介護などの体験活動を通して交流することで、児童生徒の思いやりの心を育てていきます。
- ボランティアへの参加や地域で福祉活動をしている人を講師として招くなど、行政・社会福祉協議会・事業所などが連携強化を図り、より身近な活動へも目を向けていきます。

②生涯学習を通じた福祉教育の推進

住民の取組

- 身近な福祉について関心を持ち、正しい知識の理解に努めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 生涯学習において、福祉に関する講座の充実を図り、福祉に関する知識の普及に努めるとともに、地域福祉活動の必要性を伝えていきます。

③地域組織を通じた福祉教育の推進

住民の取組

- 地域活動のやりがいや楽しさなどを積極的にPRし、活動に対する理解と協力者の育成に努めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 自治会をはじめ、子ども会、日赤奉仕団など、地域の中で強いつながりを持つ組織を通して福祉意識を高めていきます。

④企業などの社会参加に関する理解の促進

住民の取組

○地域活動などの実施の際には、地元企業などに積極的に参加を促し、より住みやすい地域を協働で築けるよう努めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

●地域の企業や商工会など関係機関と協力して、子育て支援、障がいのある人の就労支援や社会的配慮、バリアフリー化の推進など、企業の社会参加についての理解の促進を図ります。

⑤ソーシャル・インクルージョン理念の普及

住民の取組

○地域で支援を必要とする人を住民同士で支え、誰もが住みやすい地域をめざします。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

●地域住民が、認知症や障がいなどについて理解を深めることにより、誤解や偏見をなくし、高齢者や障がいのある人など見守りや手助けが必要となる人が、地域の中で孤立したり、排除されることなく、その一員として役割を持てる地域社会をめざすソーシャル・インクルージョン*理念の普及に努めます。

*ソーシャル・インクルージョン

誰もが社会の中で孤立したり、排除されることなく、その構成員として存在価値と役割を持てる社会をめざすという考え方

(2) 声かけ・あいさつ運動の推進

① あいさつ運動の推進

住民の取組

- 「おはよう」、「こんにちは」のあいさつを交わし、互いに顔が見えるつきあいをします。
- あいさつによって住民同士の交流を育み、地域活動の活性化につなげます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- あいさつを交わし、お互いの顔をおぼえることで交流のきっかけづくりにもつながることから、地域の中でのあいさつ運動を広めていきます。

② 子どもへの声かけの推進

住民の取組

- 登下校の時間帯にあわせて玄関の掃除や犬の散歩をするなど見守りの工夫をし、大人から積極的に子どもに声かけをします。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 地域活動団体などと協力し、あいさつ運動や登下校時の見守り、地域住民と学校との交流などを通して地域の子どものことを知り、子どもへの声かけを進めます。

(3) 広報啓発の推進

① 広報・啓発活動の充実

住民の取組

○住民同士の口コミなどによって支援を必要とする人に必要な情報が伝わるよう、地域のつながりを強くします。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 町広報紙「ほっとみたけ」、町のホームページ、ケーブルテレビ、社会福祉協議会のホームページ、「社協だより」などを通して地域福祉の必要性、地域福祉活動の状況などを伝え、福祉意識を高めていきます。
- 地域福祉計画の周知に努め、住民が地域福祉活動に積極的に取り組む意識の醸成に努めます。

② 福祉イベントの充実

住民の取組

○福祉セミナーや講座などに積極的に参加し、地域の現状や活動への理解を深め、地域福祉活動を活性化します。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 地域ボランティア活動の活性化につなげていくために、活動状況のPRや住民の地域福祉活動への参加の動機づけとなるよう、福祉セミナーや講演会を開催します。

(4) ボランティアの育成

①ボランティア情報の提供

住民の取組

○ボランティア・住民活動の内容、楽しさや魅力を積極的にPRし、活動への参加を呼びかけます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

●ボランティア活動参加への動機づけとなるよう、町広報紙「ほっとみだけ」、町のホームページ、ケーブルテレビ、社会福祉協議会のホームページ、「社協だより」など、さまざまな媒体を活用し、ボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を行い、活動への参加を呼びかけていきます。

②ボランティア活動の体験機会の充実

住民の取組

○若い頃から始められるよう、誰もが参加しやすいボランティア活動を企画します。
○ボランティア活動の体験機会を活用し、住民同士との交流や友人づくりに努めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

●社会福祉協議会（ボランティアセンター）が、ボランティアや地域活動団体と協働してボランティア活動の体験機会を充実させ、活動への参加を促進します。
●参加する楽しさや大切さを誰もが実感でき、継続的な活動に発展するよう、開催方法や内容の工夫に努めます。

③ボランティア養成講座の充実

住民の取組

○ボランティア養成講座などを活用し、助け合いの意識を高め、具体的なボランティア活動につなげます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

●高齢者、障がい者、子育て中の親への支援活動などを行うボランティアを育成するため、各種ボランティア養成講座を開催します。
●既存のボランティア・地域活動団体のフォローアップ・スキルアップ研修にも役立つよう、発展的な内容の充実に努めます。

④ ボランティアリーダーの育成

住民の取組

○リーダーに対し地域全体で協力し、ボランティア・地域活動が継続して実施できるよう努めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- ボランティア活動が拡がり、活発な活動を継続できるように、推進役となるボランティアリーダーの育成に努めます。
- ボランティアリーダーに過度の負担が集中しないよう、団体などの運営方法について適切な助言・情報提供に努めます。

⑤ 活動場所の確保

住民の取組

- 地域で活動するボランティア・地域活動の把握に努め、支援を必要とする人などに紹介します。
- 地区の行事など定期的実施されている活動について、自治会・ボランティア・地域団体などが協働で取り組めるよう工夫します。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 社会福祉協議会（ボランティアセンター）が、ボランティア・地域活動の情報収集・提供、活動場所の開拓・提供、連絡調整などを支援します。
- 町のイベント、地域の行事、福祉施設などにおいて積極的にボランティアを受け入れ、活動場所の確保に努めるとともに、住民に対して活動の周知に努めます。

⑥ 活動団体の交流支援

住民の取組

○ 活動目的や内容が似通った団体同士で協働し、より効率的かつ効果的に活動が展開できるよう工夫します。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 社会福祉協議会（ボランティアセンター）が、ボランティアや地域活動団体同士が交流できる機会を定期的開催し、共同開催の企画、連絡調整、連携支援を行います。

⑦高齢者の能力活用

住民の取組

- 長年培ってきた技術、知恵や経験を地域活動に役立てます。
- 地域の見守りや学校の行事など、高齢者が活躍できる機会を設け、子どもから高齢者までの地域のつながりを深めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 高齢者は、必ずしも支援を必要とするだけの存在ではありません。むしろ元気に生活している人が多く、今後は、地域における保健福祉事業の展開にあたって、高齢者の協力を得ていくとともに、子どもの登下校の見守り、高齢者相互の見守りといった地域福祉はもとより、環境、観光など幅広い分野でのシルバーボランティアの活用のしくみづくりに努めます。

2 地域を支えるふれあいの拠点と連携のしくみづくり

地域福祉を効果的に進めるためには、住民一人ひとりをはじめ、地域活動団体、福祉サービスの提供事業者、社会福祉協議会、町など、地域を構成するすべての人々がそれぞれの役割を認識し、お互いの理解と協力のもと、地域の課題解決に向けて福祉活動に取り組むことが求められます。地域に暮らす住民を中心に、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体など多様な団体などの連携を密にし、さまざまな活動や福祉サービスをつなぐなど、地域のネットワークづくりを進めます。

また、地域住民同士のふれあいや対話を通じてお互いの理解が進み、支え合いの基盤ができるよう、既存の資源を活用しながら地域の拠点をつくっていきます。

施策の方向性

(1) 地域への関心を高める交流活動の推進	世代間交流の推進
	地域の施設などを活用した交流の推進
	地域行事を通じた交流の推進
	地域の文化・伝統を伝えるための活動の促進
(2) 地域活動団体などの連携強化	地域をつなぐネットワークづくり
	各種団体などへの支援
(3) 拠点づくりの推進	地域住民の交流の拠点づくり
	相談・情報の拠点づくり

(1) 地域への関心を高める交流活動の推進

①世代間交流の推進

住民の取組

- 自治会活動、子ども会活動などは、世代間交流ができるように努めます。
- 地域の行事に子育て中の親子が参加できるように工夫します。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 未就学児や小・中学生が社会福祉施設を訪問したり、保育園や学校などに高齢者を招くなど、子どもと高齢者の交流の機会を拡充します。
- 子どもから高齢者まで地域の住民が、体験しながら交流できる地域子ども教室を開催します。

②地域の施設などを活用した交流の推進

住民の取組

- 地域住民の交流の場として、各地区公民館、集会場などを有効活用します。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 管理する福祉施設を、地域住民が気軽に集える場として活用できるよう支援します。
- 高齢者いきがい活動支援センター（「ふらっとハウス」「あっと訪夢」）をはじめ各地区公民館など、コミュニティ活動の拠点となる施設を有効活用できるよう支援します。
- 障がい者支援の拠点施設である「あゆみ館」において、地域との交流を図るための各種行事を継続して実施していきます。

③地域行事を通じた交流の推進

住民の取組

- ラジオ体操や夏祭りなど地区の行事を通じて世代間交流を推進します。
- 親子が一緒になって活動できる行事を企画します。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 自治会、子ども会やボランティアにおける活発な世代間交流を推進します。
- 地域行事にボランティアなどが必要な場合は、目的に沿ったボランティアをコーディネートできるようなしくみづくりをしていきます。

④地域の文化・伝統を伝えるための活動の促進

住民の取組

- 伝統行事や祭りに多くの地域住民が参加することにより、地域の大人と子どもや年齢の異なる子ども同士がふれあい、地域の歴史や文化を学び、継承していきます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 高齢者の優れた技術や経験を、若い人や子どもたちへ教えたり、見せたり、話したりする機会を提供するよう努めます。

(2) 地域活動団体などの連携強化

①地域をつなぐネットワークづくり

住民の取組

○自治会の会合に民生委員・児童委員が参加するなど既存の集会などを活用し、地域で活動する人や団体の連携づくりに努めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手として、また、行政などとのパイプ役としてさまざまな活動を展開しており、地域福祉を推進するにあたっての中心的な役割を担っています。今後も地域住民の立場に立った地域福祉の要として位置付け、連携を強化していきます。
- 自治会、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、地域活動団体など、地域で活動する人たちが情報を共有し、協働できるよう定期的な交流会を開催できるよう努めます。

②各種団体などへの支援

住民の取組

○自治会長、民生委員・児童委員、ボランティア団体などと協力し、地域で支援を必要とする人を適切な支援につなぐネットワークづくりを進めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 福祉に関する各種団体などと情報交換を行い、町の施策に反映していくとともに、団体などの活動への支援を行います。また、地域の理解や協力が必要な内容については、共通認識を持つことができるよう、自治会、ボランティア団体、関係機関などに情報を伝えていきます。

(3) 拠点づくりの推進

①地域住民の交流の拠点づくり

住民の取組

○学校、高齢者いきがい活動支援センター（「ふらっとハウス」「あっと訪夢」）、各地区公民館などを活用し、地域住民が気軽にふれあい、世代間交流ができる拠点づくりを進めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 子育て支援センター「ぽっぽかん」、高齢者いきがい活動支援センター（「ふらっとハウス」「あっと訪夢」）などの公共施設を地域住民の交流拠点として位置づけ、各種行事への地域住民の参加促進、三世代交流会の開催など地域に開かれた公共施設としていきます。
- 公園をはじめとする公共施設の改修・整備の際には、近隣住民が日常的にふれあい、世代間交流ができる憩いの場となるよう工夫します。

②相談・情報の拠点づくり

住民の取組

○自治会長、民生委員・児童委員、ボランティア、地域活動団体などと協力し、既存の会合や施設などを活用しながら、地域住民が気軽に相談したり、必要な情報を得ることができる拠点づくりに努めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 行政、社会福祉協議会などが、各地域の特徴にあった相談・情報の拠点づくりを支援します。
- 社会福祉協議会（ボランティアセンター）をボランティア活動や地域活動に関する拠点として位置付け、活動に必要な情報提供や支援体制の構築を図ります。

3 地域を見守る支え合いのしくみづくり

住民同士が支え合う安心とふれあいのある地域をつくるためには、住民一人ひとりが、福祉への理解と関心を高め、やさしさや思いやりを実際の行動につなげなければなりません。地域には、子どもや子育て中の親、一人暮らしの高齢者や障がいのある人など、見守りや、ちょっとした支援を必要としている人がいます。こうした人たちを地域全体で支えるため、地域の見守り体制の充実を図り、問題を早く発見し、予防、解決できる支え合いのしくみづくりを進めていきます。また、子どもを事故や犯罪から守る取組、災害時などに支援を必要とする人の把握と支援体制の構築をめざします。

施策の方向性

(1) 地域の組織づくりの推進	地域住民による見守り活動の推進
	見守りネットワークの充実
	認知症サポーターの養成と活用
	地域包括ケアシステムの構築
	地域ぐるみの子育て支援
(2) 防犯・防災対策の推進	登下校時のパトロールの推進
	自主防犯活動の推進
	危険箇所の点検
	緊急避難所の検討
	地域で取り組む交通安全対策の推進
	避難行動要支援者支援体制の充実
	自主防災活動の推進
	災害支援ボランティアの推進
	福祉避難所の整備

(1) 地域の組織づくりの推進

①地域住民による見守り活動の推進

住民の取組

- 地域で暮らす一人暮らし高齢者などにあいさつや声かけなどを行い、近隣との絆を深めていきます。
- 自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、地域活動団体などと協力し、地域住民が一丸となって見守る体制づくりに努めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 高齢者や障がいのある人が、できる限り地域で自立した暮らしを営めるよう、民生委員・児童委員の訪問活動はもとより、福祉委員や地域住民などの主体的な見守り活動を推進します。
- 地域住民と協力し、見守る人・見守られる人双方にとって、負担の少ない見守り活動について検討していきます。

②見守りネットワークの充実

住民の取組

- 自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、地域活動団体などと連携し、住民一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりに努めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 高齢者宅などに配達をする郵便局、新聞店、酒店、石油店など地域に密着した事業者が、配達をする際に積極的に声かけを行うなどの「福しあわせの環わ」の充実に努めます。
- 警察署や介護サービス事業所、商店や交通機関など地域のさまざまな機関・団体と協力し、行方不明になった認知症高齢者を早期発見につなげる徘徊高齢者SOS ネットワーク「ほっとねっと」を充実させます。

③認知症サポーターの養成と活用

住民の取組

○認知症サポーター養成講座を活用して積極的に認知症についての理解を深め、地域で暮らす認知症高齢者とその家族を見守ります。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

●地域住民が認知症についての理解を深め、地域で認知症の高齢者とその家族の見守りができるよう、認知症サポーターの養成を進めます。また、あらゆる機会を利用して認知症の理解が深まるよう努めます。

④地域包括ケアシステムの構築

住民の取組

○認知症や一人暮らし高齢者などが地域で安心して暮らせるよう、民生委員・児童委員などとスムーズに連携した見守り体制を構築します。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

●今後、一層進むことが予想される高齢化、認知症や一人暮らし高齢者などの増加に対し、地域で安心して暮らせるよう、サービスの基盤整備を促進するとともに、介護、医療、予防、生活支援、住居などを一体化して提供する、地域特性に合った地域包括ケアシステムについて研究します。

⑤地域ぐるみの子育て支援

住民の取組

○「おはよう」「こんにちは」など積極的に子どもへの声かけをするとともに、子育てボランティア活動に参加するなど、地域が一丸となって子どもと子育て家庭を支援します。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

●子育て支援センター「ぽっぽかん」においてふれあいサロンを実施するなど、世代間交流を通じて地域ぐるみの子育て支援を充実していきます。

●住民同士が互いに助け合いながら子育てする「みたけファミリー・サポート・センター」の周知と活用促進に努め、地域の子育て力の向上を目指します。

(2) 防犯・防災対策の推進

①登下校時のパトロールの推進

住民の取組

○学校安全サポーター、安全ふれあいサポーター、おSUN歩あるきたいなどに積極的に参加し、子どもの安全確保に努めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

●登下校時の事故や犯罪を防止するため、学校安全サポーターの配置、安全ふれあいサポーター、おSUN歩あるきたいなど地域のボランティアによる通学路パトロールを推進していきます。また、地域住民による子どもの見守りが日常的に行われるよう協力を呼びかけていきます。

②自主防犯活動の推進

住民の取組

○自治会と地域住民が一丸となり、地域の防犯活動、防犯パトロールに取り組みます。
○防犯ボランティアの組織化を進めるなど地域活動団体などと連携を強化し、効果的に機能する防犯体制の構築に努めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

●犯罪の発生状況や手口の特徴などを周知するとともに、犯罪から身を守るための教室の開催、町内巡回パトロールを実施するなど、地域の防犯意識を高め、自主的な防犯活動を推進します。

③危険箇所の点検

住民の取組

- 地域住民が、学校関係者、親、子どもと一緒に地域を歩き、危険箇所などを把握し、情報を共有します。
- 自治会と協力して暗がりや交通事故、災害時などの危険箇所を把握し、防犯灯の設置・管理などを進めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 自治会や地域住民などと協力して危険箇所の把握に努め、防犯灯の設置に対する補助金の交付など安全確保に必要な支援を継続して実施します。
- 自治会や地域住民などと協力して危険箇所を把握し、災害時における被害を最低限に抑えられるよう、安全確保（防災・減災対策）に努めます。

④緊急避難所の検討

住民の取組

- 子どもの安全に対して地域全体が関心を持ち、子どもが危険を感じた際に助けを求めることができるよう、「子ども110番の家」の普及に努めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 子どもを巻き込んだ犯罪などを未然に防ぐため、「子ども110番の家」の充実とPRを図るとともに、子どもに限らず、身の危険を感じた時に避難できる場の確保を検討していきます。

⑤地域で取り組む交通安全対策の推進

住民の取組

- すべての地域住民が交通ルール・マナーを徹底し、交通事故を起こさない、起こさせない安全な地域をつくれます。
- 自治会と協力して地域の交通危険箇所の把握に努め、行政に対してカーブミラーや注意看板などの設置を促します。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 可児警察署・交通指導員とともに、保育園や学校などにおいて交通安全教室を開催します。

⑥避難行動要支援者支援体制の充実

住民の取組

- 地域住民が災害時に近隣の人の安否などを確認する手助けができるようにします。
- 自治会や自主防災組織が中心となり、地域住民が協力して要支援者を避難させる体制の構築に努めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 一人暮らし高齢者や障がいのある人などが災害時に支援を受けられるよう、自治会、民生委員・児童委員などを中心に個人情報保護に留意しながら、避難時に支援を必要とする避難行動要支援者の把握を行います。また、自治会や自主防災組織と連携して、要支援者を避難させる体制の構築を支援します。

⑦自主防災活動の推進

住民の取組

- 地域の防災組織による定期的な防災訓練に積極的に参加します。
- 行政、学校、事業所などと連携し、本番を想定した実効性の高い防災訓練に努めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 防災に関する正しい知識の普及と啓発を図り、自治会単位で行う防災訓練などの支援および自主防災組織や防災ボランティアの育成・指導に努め、地域防災の活性化を図ります。
- 「御嵩町防災アカデミー」を開講し、自助・共助の原則をもとに、防災分野の第一線で活躍する研究者や関係機関、防災ボランティアを講師に招き、災害に対する正しい知識や技術を習得し、平時において地域の防災訓練、研修で活躍し、災害時には救援救護活動を担っていただける「御嵩町防災リーダー」を育成します。また、防災リーダーのフォローアップのための研修を開催します。

⑧災害支援ボランティアの推進

住民の取組

○災害時には自分にできるボランティア活動に積極的に取り組みます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

●町内外の災害支援ボランティアが、円滑に活動できるような体制づくりを進めます。また、東日本大震災の教訓をもとに、地域住民が災害支援ボランティアとして活躍できる仕組みを研究していきます。

⑨福祉避難所の整備

住民の取組

○災害時における福祉事業所などの負担を軽減するため、協力して避難者の介護などを行います。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

●災害時に要介護者、重度障がいのある人などが安心して避難生活を送れるよう地域の社会福祉施設などと協定を結び、福祉避難所の整備を進めます。

4 誰もが気軽に利用できるやさしいサービスのしくみづくり

子育て中の家庭、介護を必要とする高齢者、障がいのある人など、何らかの支援を必要とする人が、地域で安心・安全に暮らしていけるよう、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、住民一人ひとりが抱える生活上の問題に対して、身近なところで気軽に相談ができ、その問題に対し迅速に対応できるような体制づくりをめざします。

また、高齢者や障がいのある人などの自立を支えるという観点から、福祉サービスの質を客観的に評価し、より質の高いサービスを安定的に提供できるしくみを整えていきます。

施策の方向性

(1) 相談支援の充実	相談窓口の周知
	相談機関の充実
	身近な相談体制の充実
	地域のニーズを把握するしくみづくり
(2) 情報提供の充実	福祉サービスなどに関する情報提供の充実
	人を介した情報提供のしくみづくり
	誰もが利用しやすい情報提供のしくみづくり
(3) 福祉サービスの質の確保	ニーズに応じた柔軟なサービスの検討
	高齢者や障がいのある人の移動手段の検討
	権利を守るしくみづくり
	サービスを評価するしくみづくりの充実
	住民主体の活動に対する支援の充実

(1) 相談支援の充実

①相談窓口の周知

住民の取組

- 近隣で支援を必要とする人に、各相談窓口や民生委員・児童委員などに気軽に相談するよう勧めます。
- 町広報紙「ほっとみたけ」や町ホームページなどを活用し、各相談窓口の把握に努めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 高齢者、障がいのある人、子育てなどの相談については、町役場のほか、地域包括支援センター、社会福祉協議会、子育て支援センター「ぽっぽかん」など対象者や相談内容に応じた窓口を設けています。また、より専門性の高い相談については県の相談機関などがあります。これらの情報について、継続して町広報紙「ほっとみたけ」や町ホームページなどで紹介を行うとともに、福祉関係者などを通して周知を図ります。

②相談機関の充実

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 地域包括支援センター、社会福祉協議会、子育て支援センター「ぽっぽかん」など、利用者の増加やニーズの多様化に対応できるよう相談員の研修・学習会などの開催の支援に努めます。

③身近な相談体制の充実

住民の取組

- 困っている人が一人で抱え込んだり、ふさぎ込んだりしないよう、ちょっとした悩みや不安を打ち明けられるような近所付き合いを心がけます。
- 自治会の会合や行事などを活用して、民生委員・児童委員や福祉委員などとのネットワークづくりを検討します。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員などによる相談が利用しやすくなるよう、その活動をPRするとともに、民生委員・児童委員などが参加する地域活動を支援していきます。

④地域のニーズを把握するしくみづくり

住民の取組

- 日頃のあいさつや声かけに加え、自治会活動、ボランティア活動などへ積極的に参加することで地域への理解を深め、地域の課題を共有するよう努めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 自治会長会、民生委員・児童委員協議会の定例会を活用して連携を密にし、地域のニーズの把握に努め、地域住民の生活課題の早期発見に努めます。
- 寄せられた相談を適切な担当課につなぎ、必要な支援などが迅速に講じられるよう、庁内各課の連携を密にします。

(2) 情報提供の充実

①福祉サービスなどに関する情報提供の充実

住民の取組

○民生委員・児童委員などと協力し、自治会の会合、地区の行事、ふれあいサロンなど情報提供の場づくりに努めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 町広報紙「ほっとみたけ」、「社協だより」、町ホームページなどを通して情報提供を行うとともに、福祉施設などの公共施設に加え、必要に応じて民間の店舗などにも協力を依頼して、身近な場所で情報が得られるよう工夫していきます。
- 住民との座談会やふれあいサロンなどの地域福祉活動を通じて、福祉サービスの情報を提供します。

②人を介した情報提供のしくみづくり

住民の取組

○情報媒体を積極的に活用してサービスの情報収集に努め、福祉サービスなどの情報が口コミで地域に広まるよう、地域住民同士の交流を深めます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 一人暮らし高齢者などに対し、福祉サービスに関する情報を伝えるには、町広報紙「ほっとみたけ」や町ホームページだけでなく、人を介した伝達が有効です。情報媒体の充実を図るとともに、ふれあいサロン、地域の住民および団体などを通じた人を介する情報提供の充実に努めます。

③誰もが利用しやすい情報提供のしくみづくり

住民の取組

○コミュニケーション障がいのある人を支援するために、手話通訳者養成研修などを積極的に活用します。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 手話・要約筆記などのボランティアの養成を図り、身近なマンパワーを活用するなど情報提供の方法を検討していきます。

(3) 福祉サービスの質の確保

① ニーズに応じた柔軟なサービスの検討

住民の取組

○近隣に住む一人暮らし高齢者などの話し相手、ごみ出し、掃除、洗濯、買い物など軽微な生活課題については、近隣住民がボランティアなどと協力して支援します。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

●一人暮らし高齢者などの増加にともない、話し相手、安否確認、ごみ出しなどの短時間で行える生活支援サービスのニーズが高まっています。現在あるサービスでは対応できないニーズについては、既存サービスの見直し、新たなサービスの開発に努めます。

② 高齢者や障がいのある人の移動手段の検討

住民の取組

○自力での外出が困難な住民に対しては、近隣住民が協力して、買い物や通院支援などのボランティアに取り組みます。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 地域住民の交通利便性の向上や高齢者を中心とした生活の移動手段の確保、社会参加の機会の提供、交流の場の提供などを目的に、町コミュニティバス（「ふれあいバス」「ふれあい予約バス」）運行事業を効率的・効果的に運営します。
- 誰もがわかりやすく、利用しやすい交通・運行システムを心がけます。
- 外出の困難な一人暮らし高齢者などにとって、買い物、通院などは喫緊の生活課題であることから、移動ボランティアの育成と支援体制の構築に努めます。

③権利を守るしくみづくり

住民の取組

○認知症高齢者や障がいのある人およびその家族を地域で見守り、支援を必要としているときには、民生委員・児童委員などと協力して、適切な相談窓口につながります。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 認知症や障がいのために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について、その周知を図るとともに、必要に応じて制度利用のための支援を行います。
- 社会福祉協議会においては、成年後見制度を補完する事業として、認知症や障がいのために判断能力が十分でない人などが、地域で自立した暮らしが送れるよう、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業を行っています。特に障がいのある人の地域生活への移行を推進するために必要性が高まる事業と考えられることから、成年後見制度と併せて事業の周知に努めます。

④サービスを評価するしくみづくりの充実

住民の取組

○サービス利用における苦情などは、サービス提供事業者などに申し出て協議し、行政による介入が必要な場合には町および社会福祉協議会の相談窓口に出します。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 福祉オンブズパーソンを設置し、福祉サービスが適切に提供されているかを公正に監視するとともに、サービスに関する地域住民の苦情を迅速に処理し、地域住民の権利利益の保護を図ります。
- サービス提供事業者は、第三者委員の設置や自己評価の実施に努めるとともに、サービスに対する苦情と解決についての情報公開に努めます。
- 福祉サービスに関する苦情の相談に応じるとともに、解決が困難なものは、県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会を紹介するなど、他機関との連携などにより解決に努めます。

⑤住民主体の活動に対する支援の充実

住民の取組

- 地域で活躍するボランティア団体やNPO法人の取組を理解し、地域を良くする活動に積極的に参加します。
- 地域の課題は住民同士で解決できるよう心がけ、互いに協力し合いながら、自分たちの手で、「安心とふれあいのあるまち」をつくります。

行政・社会福祉協議会・事業所などの取組

- 自治会活動やボランティア活動などの内容を定期的に発表・情報交換する機会を設けるとともに、行政、社会福祉協議会、事業所などが住民主体の活動に積極的に協力し、支援していきます。
- ボランティア・地域活動などの活性化を目的に、地域住民のアイデアを気軽に提案でき、必要な助言が得られる相談窓口を強化するとともに、活動に必要な知識や人脈づくりができるよう各種講座・研修会などを充実させます。
- 多様なニーズへの対応やきめ細かなサービス提供を充実させるため、地域ボランティア団体やNPO法人の立ち上げ支援、活動への支援を継続して行っていきます。

第6章 計画の推進

1 地域福祉の推進

(1) 計画の推進主体と連携の促進

地域福祉の推進するのは一人ひとりの住民です。地域の課題解決にあたっては、住民が自らの手で解決できることは自ら行う「自助」と、住民同士が助け合って課題解決を図る「共助・互助」の2つの考え方が基本となります。行政の役割はそれを支援することと、住民とともに課題解決を図る協働の場や仕組みを整えることです。

家族や隣近所など身近なところからはじまって、地域、町全体と、重層的で大きな支え合いの輪をつくるのが地域福祉の目的であり、ひいては誰もが安心して暮らせる“まち”をつくることにつながります。

したがって、本町の地域福祉を推進するための指針である本計画の実施主体は、地域住民、各種団体、事業所、社会福祉協議会、行政などを包含したすべての住民であり、お互いに連携し、一緒に取り組むことが重要です。

(2) 庁内の推進体制

本計画は、福祉はもとより、教育、防災、防犯、まちづくり、生活環境などさまざまな分野にわたっています。このため、福祉課が中心となり、庁内関係部署が相互に連携して施策を推進していきます。

(3) 社会福祉協議会との連携

地域の課題を解決するためには福祉関係者、ボランティア、地域住民と協働した施策の展開が求められます。社会福祉法第109条で、地域福祉の中心的な担い手として位置付けられている社会福祉協議会との連携を強化し、その事業や活動について、支援していきます。

(4) 各種地域組織・団体などとの連携

本計画を多様な主体と協働して推進するため、民生委員・児童委員をはじめ地域福祉に関係する組織・団体との連携を強化し、協力体制を整えます。

2 計画の進行管理

計画の進捗状況を客観的に把握し、評価するために、御嵩町地域福祉計画等策定委員会において進行管理を行っていきます。計画期間中、年度ごとに進捗状況をチェックするとともに、平成29年度には総括的な評価を行います。

3 計画の周知

地域福祉を推進するためには、できる限り多くの住民の理解と参画が必要となります。そこで、広報紙やホームページなどを通して、本計画の趣旨や地域福祉に関する情報提供を行い、住民が主体的に活動できるような環境を整えていきます。

●御嵩町における地域福祉推進のイメージ

